

災害応急対策活動等（電気通信工事）に関する基本協定 募集要領

「災害応急対策活動等（電気通信工事）に関する基本協定」について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される者は下記基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いいたします。

令和 3 年 2 月 12 日

中国地方整備局

倉吉河川国道事務所長 山田 明

基本協定締結説明書

1. 協定概要

- (1) 協定名 災害応急対策活動等（電気通信工事）に関する基本協定
- (2) 活動場所 倉吉河川国道事務所管内全域を活動区域とした災害応急対策活動等への協力を原則とする。
- (3) 活動内容 倉吉河川国道事務所所管施設において災害が発生、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、貴社で保有される建設機械、資材及び労力等により応急対策活動を実施するもの。
- (4) 協定期間 令和 3 年 4 月 1 日 ～ 令和 4 年 3 月 31 日

2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和 3・4 年度の一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において、希望業種を「電気設備工事」又は「通信設備工事」として申請していること。

また、令和 3 年 4 月 1 日時点において、上記の一般競争（指名競争）参加資格の「電気設備工事」又は「通信設備工事」の認定を受けていることを協定締結の条件とする（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法

に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（４） 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（５） 平成 17 年度以降において、中国地方整備局（各事務所等含む）が発注した当該設備の工事の施工実績又は当該設備の点検整備の履行実績があること。なお、工事成績評定通知書に記載されている評定点（以下「評定点」という。）が 65 点未満のものは実績として認めない。

また、当該実績が財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」（以下、「CORINS」という。）に登録を義務付けている発注機関の工事の場合は、CORINS に登録されていなければ、実績として認めない。ただし、500 万円未満の工事及び中国地方整備局における平成 16 年 9 月 30 日以前に発注した請負金額が 2,500 万円未満の工事等、発注者が登録を義務付けていない工事についてはこの限りでない。

（６） 本協定の活動内容である応急対策活動等を総括的に管理する者として、次に掲げる基準を満たす技術者を保有していること。なお、当該活動に専任の義務は有しない。

① 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において 3 箇月以上の雇用関係にあることをいう。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

② 電気設備については、1 級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・技術士法による技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門、建設部門に係わるものに限る））の資格を有する者。

・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

③ 通信設備については、建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに示す資格を有する者であること。なお、資格は「電気通信工事業」とする。

（７） 基本協定参加資格確認申請書（基本協定参加資格確認のための添付資料を含む。この説明書において「申請書」という。）の提出期限の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

（８） 中国地方整備局管内に建設業法の許可を有する本店、支店、又は営業所があること。

（９） 令和 3 年度に倉吉河川国道事務所が発注した点検業務等を請け負った者及び請

負予定者については、当該点検業務等の対象区域以外を本協定の活動場所、活動区域とする。

3. 基本協定締結者の決定方法

- (1) 基本協定の締結は、2. に掲げる応募資格を満たしている者で行います。
- (2) 応募者が多数の場合はヒアリング等を実施して決定することがあります。
- (3) 提出された資料の内容等について、ヒアリングを実施する場合があります。
- (4) 非常時には担当区域外の要請を行う場合があります。

4. 担当部局

〒682-0018 鳥取県倉吉市福庭町1丁目18

国土交通省中国地方整備局 倉吉河川国道事務所 工務第一課 建設専門官

TEL 0858-26-6224 内線 403

FAX 0858-26-8200

5. 募集要領の配布

募集要領は、以下のとおり配布します。

- ① 配布期間：令和3年2月12日（金）から令和3年3月5日（金）までの
休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。
- ② 配布場所：4. に同じ
なお、倉吉河川国道事務所ホームページで入手可能。

6. 応募資格の確認等

(1) 申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出願います。

① 基本協定参加資格確認申請書【別記様式1】

ア) 申請書に申請者印を押印するか、または押印を省略する場合は次のとおり附記が必要となります。代理人による申請の場合は、代理人として支社等の併記をお願いします。

イ) 押印を省略する場合は、申請者印を押印しない代わりに該当書類に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先（連絡先は2つ以上）（以下、「連絡先等」という。）を記載してください。

※ 確認のため、記載の連絡先に担当者から連絡をさせて頂く場合があります。

② 一般競争（指名競争）参加資格申請書の写し

③ 過去の施工実績【別記様式2】

※CORINSに登録されていない場合は、確認できる書類（契約書の写し等）を提出願います。

④ 技術者の資格【別記様式3】

※技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出願います。な

お、複数の技術者を登録することは可能です。

⑤希望設備調査票【別記様式4】

(2) 申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出願います。

- ① 提出方法：申請書（追加資料を含む）の提出は、持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）とします。
- ② 受付期間：令和3年2月12日（金）から令和3年3月5日（金）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。
- ③ 提出場所：4. に同じ。

(3) 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がありましたら、書面（様式は自由）により提出願います。

- ① 提出方法：書面を持参又は郵送により提出すること。FAXでも可。
- ② 受領期間：令和3年2月12日（金）から令和3年2月19日（金）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。
- ③ 提出場所：4. に同じ。

(4) (3) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。

- ① 期 間：質問を受理してから適宜に、令和3年2月26日（金）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- ② 場 所：4. に同じ。

(5) その他

- ① 申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となります。
- ② 担当官は、提出された申請書（追加資料を含む）を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しません。
また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはありません。
- ③ 提出された申請書（追加資料を含む）は返却しません。
- ④ 提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は認めません。
- ⑤ 契約締結及び費用の支払いについて
基本契約締結後において、出勤を要請した場合は、速やかに契約締結するものとし、出勤及び復旧支援活動等に要した費用は、締結した契約に基づきその費用を支払うものとします。
- ⑥ 協定書の発行
協定書の発行にあたっては、本書を2通作成し各々の記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

基本協定参加資格確認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

国土交通省

中国地方整備局

倉吉河川国道事務所長 山田 明 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

令和3年2月12日付けで募集のありました「災害応急対策活動等（電気通信工事）に関する基本協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び71条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 基本協定締結説明書6.(1)③に定める過去の施工実績を記載した書面
- 2 基本協定締結説明書6.(1)④に定める技術者の資格等を記載した書面
- 3 基本協定締結説明書6.(1)⑤に定める設備を記載した書面

問い合わせ先

担当者 : 倉吉 太郎

部 署 : 〇〇本店 〇〇部 〇〇課

電話番号 : (代) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (内線 〇〇〇)

F A X 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2つ以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:〇〇〇-〇〇〇

連絡先2:〇〇〇-〇〇〇

注1) 代表者印の押印を省略する場合は、本件責任者・担当者の氏名及び連絡先を(連絡先は2つ以上)を明記してください。

過去の施工(履行)実績

[記入例]

会社名：

工 事 名 称 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	受 注 者 名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)
	最 終 請 負 金 額	
	工 期	平成 年 月 ～ 平成 年 月
	受 注 形 態	単体 / J V (出資比率)
工 事 内 容	構造形式、 規模・寸法、 使用機材・数量、 施工方法、等	
C O R I N S への登録の有無	有り (登録番号を明記) 又は無し	

注) ・CORINS 登録有りとする場合は、登録内容を事前に確認しておくこと。

- ・CORINS に登録されていない等で施工実績が証明できない場合は、工事の工事实績が確認できる書面(工事の実績が確認できる契約書類/施工計画書及び図面等)の写しを添付すること。CORINS データに数量等が登録されていない場合は、それらを確認できる契約書等の写しを添付すること。図面は A 3 以下に縮小のこと。
- ・CORINS に登録を義務付けている発注機関の工事 (500 万円未満の工事及び平成 16 年 9 月 30 日以前に発注した請負金額が 2,500 万円未満の工事等は除く。) の場合は、CORINS に登録されていなければ、実績として認めない。
- ・記入する施工実績の発注機関名は、当該工事の契約日における名称とすること。

コメント欄

(甲に対して特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。)

(別記様式3)

技 術 者 の 資 格

[記入例]

会社名：

技術者の氏名 <small>(フリガナ)</small>	技術者	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
生年月日 (和暦)	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	
最終学歴	〇〇大学 〇〇科 〇〇年卒業	
法令等による資格・免許	1級〇〇施工管理技士 (取得年及び登録番号)	
貴社に在籍される技術者数	一級〇〇施工管理技士又はこれと同等以上の資格	
	その他	

・貴社に在籍される技術者は実人数で記入願います。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、
2. (6) ②に示す資格のことです。

コメント欄

(甲に対して特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。)

(別記様式 4)

希望設備調査票

[記入例]

会社名：

設 備 名	希望順位
①電気設備	(例) 第2希望
②通信設備	(例) 第1希望

※1 本基本協定を締結できる設備は原則1設備とします。

※2 第2希望まで記載された方は、それぞれの実績、技術者の資格を提出して下さい。

※設備の内容

① 電気設備

倉吉河川国道事務所管内の電気設備

② 通信設備

倉吉河川国道事務所管内の通信設備

上記、通信設備には下記、通信機器等の運用を含む。

- ・衛星小型画像伝送装置 (Ku-SAT II)
- ・5GHz帯無線アクセスシステム (i-RAS)
- ・公共ブロードバンドシステム (公共 BB)

※当年度の倉吉河川国道事務所が発注した点検業務等の受注者については、当該点検業務等の対象設備以外を本協定の対象設備とする。

中国地方整備局管内の建設業法の許可を有する本店、支店又は営業所の住所

[記入例]

住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇番地
----	--------------

※募集要領 2. (8) 関係

基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。

- 令和3・4年度の一般競争（指名競争）参加資格申請書の写し →必須提出
- 基本協定参加資格確認申請書（別記様式1） →必須提出

会社の施工実績関係

- 過去の施工（履行）実績（別記様式2） →必須提出
- 施工実績を確認できる書面（契約書の写し等）
→CORINSに登録されていない場合及びCORINSで確認できない場合等は必須提出
- 工事成績評定通知書の写し

技術者の資格・経験

- 技術者の資格（別記様式3） →必須提出
- 直接的かつ恒常的（3箇月以上）な雇用関係が確認できる資料
→（健康保険被保険者証、監理技術者証資格者等） →必須提出
- 技術者の資格を証明する書面の写し →必須提出

技術資料

- 希望設備調査票（別記様式4） →必須提出
- その他参考資料 →必要に応じ提出

これらの添付資料が未提出の場合は参加資格を認めない場合がありますので、ご注意下さい。

災害応急対策活動等（電気通信工事）に関する基本協定（案）

（目的）

第1条 この協定は、地震、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等の異常な現象下に、国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所長 山田 明（以下、「甲」という。）が倉吉河川国道事務所所管施設において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、労力及び建設機械・資材等（以下、「労力等」という。）を保有している、株式会社〇〇〇〇 代表取締役社長 〇〇 〇〇（以下、「乙」という。）に対し、「災害応急対策活動等（以下、「活動」という。）」に関する協力を求めるときの手続きについて定めたものである。

（活動の対象設備）

第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動の対象設備は、倉吉河川国道事務所が管理する電気及び通信設備を原則とする。

ただし、不測の事態が生じた場合は事務所管理区間外及び対象設備以外での活動を要請する場合もある。

（活動内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する活動は、倉吉河川国道事務所管内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、乙で保有する労力等により応急対策活動を実施するものである。

（労力等の報告）

第4条 乙は、活動に提供できる労力等について、本協定締結後速やかに書面により甲に報告するものとする。

（建設資機材等の提供）

第5条 甲及び乙は、それぞれから要請があった場合は、特別な理由がない限り、相互に建設資機材等を提供するものとする。

（出動の要請）

第6条 甲は、乙に対し、第2条の対象設備で発生した災害状況に応じ、本活動を実施するための出動を書面（第1報は電話で可）により要請するものとする。

2. 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。

3. 甲乙相互の通信連絡が不能で、乙が被害状況を把握している場合は、甲からの要請があったものと見なし、乙の判断で出動するものとする。なお、集結場所は倉吉河川国道事務所とする。

(活動の実施)

第7条 乙は、前条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を実施するものとする。

2. 活動の直接の指示は、倉吉河川国道事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。
3. 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。
4. 前第2項の指示があった場合、乙は状況報告を適宜、指示者へ報告するものとする。

(説明会)

第8条 乙は、甲が保有する災害対策用機械の操作等の説明会に甲から参加要請があった場合には、可能な限り参加するものとする。

(法定外労働災害補償制度の加入確認)

第9条 本協定に基づき甲と乙が請負契約を取り交わす場合は、乙が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

なお、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。また、当該法定外労働災害補償制度には、工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあるが、請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

(契約の締結)

第10条 甲は、乙に第6条の出動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

(維持工事請負業者との協力)

第11条 乙は、状況により、甲が別途請負契約を締結している維持工事業者又は保守工事業者若しくは保守点検等業者（以下、「維持工事業者等」という。）と協力して活動を実施するものとする。

2. 甲は、本活動の対象設備を担当する維持工事業者等の業者名及び連絡先を乙に通知するものとする。

(活動の完了)

第12条 乙は、活動が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した活動の内容及び労力等を書面により甲に報告するものとする。

(費用の請求)

第13条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第9条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第14条 甲は、前の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第9条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第 15 条 活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

(協定期間)

第 16 条 本協定の有効期限は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。

(その他)

第 17 条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各 1 通保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 国土交通省 中国地方整備局
倉吉河川国道事務所長 山田 明

乙